

手続名
高額療養費支給申請（受付）事務

担当課・係（連絡先）

保険年金課・後期高齢者医療係（049-251-2711 内線311・321）

手続説明

・概要
1か月（計算は1日から末日）でかかった医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請により超えた分が払い戻されます。該当者には保険年金課から申請書を送付します。

※入院時の食事代や差額ベット代などは対象となりません。

・対象者
富士見市後期高齢者医療被保険者

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

- ・後期高齢者被保険者証
- ・高額療養費支給申請書

*制度の詳細については「手続詳細URL」からご確認ください。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/koukikourei/kyuhu/kouki-kougakuryovohi.html

出張所での取扱い

あり

木曜延長・休日開庁の取扱い

あり